

令和 5 年

社会文教常任委員会会議録

令和 5 年 9 月 13 日

田上町議会

令和5年第6回定例会
社会文教常任委員会会議録

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和5年9月13日 午前9時
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|----------|-----|---------|
| 1番 | 吉原 亜紀子 君 | 10番 | 中野 和美 君 |
| 2番 | 轡田 禎 君 | 11番 | 今井 幸代 君 |
| 3番 | 渡邊 菜穂美 君 | 13番 | 池井 豊 君 |
| 5番 | 森山 晴理 君 | | |
- 4 委員外出席議員
議長 藤田 直一 君
- 5 欠席委員
なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|---------------|-------|----------------|-------|
| 町 長 | 佐野 恒雄 | 保健福祉課長 | 棚橋 康夫 |
| 副町長 | 鈴木 和弘 | 教育委員会 事務局 長 | 時田 雅之 |
| 教育長 | 首藤 和明 | 町民課 参事 | 堀内 誠 |
| 町民課長 会計管理者 | 本間 秀之 | 保健師長 | 三本 智子 |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 渡辺 明 |
| 書記 | 板屋越 麻衣子 |
- 8 傍聴人
三條新聞社 新潟日報社 議会議員 青野秀幸
- 9 本日の会議に付した事件
議案第34号 令和5年度田上町一般会計補正予算（第4号）議定について中
第1表 歳出の内
- | | |
|----|---------|
| 2款 | 総務費（2項） |
| 3款 | 民生費 |
| 4款 | 衛生費 |

10款 教育費

議案第35号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について

議案第36号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について

午前9時00分 開 会

社会文教常任委員長（中野和美君） これより社会文教常任委員会を開催いたします。

まずは、今日は、新潟日報社、三条新聞社、青野議員が傍聴の申出がございますので、許可をしております。

では、町長、挨拶お願いいたします。

町長（佐野恒雄君） それでは、改めましておはようございます。

相変わらず連日厳しい暑さが続いております。もう9月の中旬を迎えようかという時期に来ているのですけれども、なかなか秋の気配は感じられない。この後、1週間ほどもまだ30度以上の気温が続くそうで、本当にいつになったら秋の涼しい風を、気配を感じられるのかなと思うところであります。このままでいきますと、秋は来ないままに冬に入ってしまうのかなというふうな感じもするわけですが、よく言われることに「暑さ寒さも彼岸まで」という言葉がございます。彼岸まではもうちょっとありますので、その頃には恐らくこの異常な暑さも落ち着くのではないかなと思って期待をしておるところであります。

さて、今日は社会文教常任委員会に付託されました案件、議案第34号、議案第35号、議案第36号と3案件がございます。慎重審議の上、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。簡単ですけれども、挨拶とさせていただきます。今日もよろしくお願いいたします。

社会文教常任委員長（中野和美君） 町長、ありがとうございました。

本委員会に付託されました案件は、社会文教常任委員会の付託議案のとおりとなっております。

これより議事に入ります。

議案第34号の説明をお願いいたします。

町民課長（本間秀之君） 改めましておはようございます。それでは、議案第34号、一般会計補正予算について説明をさせていただきたいと思っております。

議案書10ページお願いいたします。下の段の2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費になります。補正額といたしまして52万6,000円の増額をお願いするものでございます。内訳といたしまして、事務補助員の報酬として45万円、それから事務補助員の通勤旅費の費用弁償といたしまして7万6,000円それぞれ増額をお願いす

るものでございます。提案理由のほうでも町長から触れていただいておりますけれども、8月の末で税務系の職員1名が退職しております。それによりまして、通常業務に関しては年度内に何とか体制を整えることができたのですが、確定申告に至りましてどうしても体制に不足が見込まれるということがありますので、例年その時期に雇用しております経営大学の学生につきまして3名を増員し、円滑な確定申告の体制を確保したいということで今回増額をお願いするものでございます。

では、続きまして、2目賦課徴収費になります。5万1,000円の増額をお願いするものでございます。右側の説明欄のところ、需用費、消耗品費ということで5万1,000円の増額をお願いするものでございます。こちらの内容につきましては、令和5年7月から電動キックボードにつきましては法改正により、ナンバープレートの取付けが義務化をされたところであります。電動キックボードに関しましては、専用の小型のナンバープレートというものが用意されたわけでありまして、当初予算作成時には現行の原付のナンバープレートでもよいというふうにされておりましたし、それほど警察等々からの強い切替えの要請もございませんでした。また、1枚当たりの単価も5,500円と高額であったために、当面の間見送ることとしておたわげですけれども、法施行後警察当局から、事故防止の観点から専用のナンバープレートの導入を進めてもらいたいということで要請が強まったところで、単価を再度確認しましたところ、現在790円程度の1枚当たりになりますけれども、かなり廉価になっていたということでありましたので、年度途中ではございますけれども、購入のための予算お願いしたいというものでございます。この5万1,000円の内訳といたしましては、金型製作費と、それからナンバープレート20枚分の予算というふうになっておるところでございます。なお、当町においては、現在のところキックボード用のナンバープレートの申請は今のところ出てきておりませんので、よろしく申し上げます。

また、本日お手元のほうにお配りしております令和5年9月13日社会文教常任委員会町民課資料ナンバー1ということでありますけれども、今までの現行も軽自動車のナンバーの発行枚数、左側の表が令和2年、令和3年、令和4年とそれぞれの各種別ごとの発行枚数ということになっておりますし、それから右側の表、ナンバー在庫数ということで、令和5年9月5日時点でのそれぞれ種別ごとの現在まで持っている在庫の枚数というふうなことになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

私の説明以上です。

保健福祉課長(棚橋康夫君) おはようございます。保健福祉課の棚橋です。それでは、3款のほうの説明をさせていただきたいと思います。

予算書1ページはぐっていただきまして、11ページのほうお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費です。補正額3,000円の追加をお願いするものです。説明欄になりますが、灯油購入費助成事業、22節県償還金3,000円です。こちらにつきましては、令和3年度に住民税非課税世帯を対象とした灯油購入費助成を行いました、そのうちの1世帯が令和5年6月に所得の更正がありまして、当時対象だった非課税世帯から課税世帯に変わった関係でこの事業の対象外となりましたので、その助成金の償還をするものです。なお、1件5,000円になるのですが、そのうち2分の1が県の補助金をもらっていますので、県の補助金2,500円分ということで、切り上げで3,000円の予算の追加をお願いするものとなります。

続きまして、2目老人福祉費、補正額188万1,000円の追加をお願いするものです。説明欄ですが、老人福祉事業、12節入所措置委託料、こちらにつきましては県央寮のほうに令和5年9月から1名追加で入所予定ということになりまして、年度末までの7か月分の措置委託料を追加の補正でお願いするものです。なお、県央寮に今5名入っておりますので、追加されて6名の入所になります。

それから、22節老人医療費助成事業県補助金返還金3,000円の追加をお願いするものです。こちらにつきましては、過去平成26年の医療費の過誤調整がありまして、それに伴いまして県の補助金2分の1分になるのですが、5,496円の2分の1分ということで、切り上げまして3,000円の補正をお願いするものとなります。

続きまして、27節介護保険特別会計繰出金56万5,000円の追加をお願いするものです。こちらにつきましては、令和4年度の介護保険事業の確定に伴いまして、それぞれ低所得者保険料軽減繰入金、それから事務費としてパソコンの購入を行ったのですが、その関係の繰出金を追加でお願いするものとなります。後ほど介護保険特別会計のほうで説明をさせていただきます。

それから次、後期高齢者医療費12万3,000円の追加をお願いするものです。こちらにつきましては、令和4年度の療養給付費の精算に伴いまして12万3,000円の増額をお願いするものです。

次、3目です。障害者福祉費、補正額423万2,000円の追加をお願いするものです。右のほう説明欄、障害者福祉事業423万2,000円の追加ですが、ここで本日お配りさ

せていただきました追加の資料、保健福祉課資料ナンバー1ということで、A4のホチキスで止めた資料がありますが、そちらのほう手元にご用意ください。こちらの表ですが、今回この補正で22節償還金利子及び割引料を一覧でまとめた表になります。その補正理由としては、令和4年度事業が確定したことに伴いまして、それぞれ国ですとか県のほうにその返還、令和4年度中にもらい過ぎていた補助金、返還金を返還するというものをこちらのほうにまとめてありますので、議案書とこの資料を比べながらまた後ほど説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それで、一番最初のところ、項目のところ、3款1項3目ということで障害者福祉事業、その中に①、②、③ということで、①ですと国庫負担金返還金で、令和4年度中に負担金として受け入れた額が1億384万6,836円でした。それで、令和4年度の事業が終わりまして、確定した額として1億125万1,774円でした。その結果、その差引きの259万5,062円を返還する必要がありますので、今回この議案書でいいますと最初のところ、国庫負担金返還金ということで、1,000円が切上げになりますので、259万6,000円の追加をお願いするものであります。主な内容としましては、その資料ナンバー1の右のほうになりますが、一番大きなもの、主なものだけをこちらに載せさせていただいております。ここの最後のところで見ますと、就労移行支援事業の給付費として当初予算では1,381万8,000円を見込んでいたのですが、事業の実績としては1,179万4,000円でしたので、その差額分の2分の1なのですが、それが返還金として必要になりますし、あとそれぞれほかにも項目がいろいろありますので、それらを合計したものと。それから、下のところにも分けたものとして障害者医療費国庫負担金ということで、その医療費の部分についても給付件数が当初見込んでいたよりも354件が271件ということで少なかった関係でもらい過ぎている部分がありますので、それらを合計したものを返還させていただくというような形で、以下2番目にそれぞれ内容的には詳しく説明申し上げませんが、一応そういった内容で記載しておりますので、よろしくお願いいたします。

それで、②番については、議案書でいいますとここの2番目、県負担金返還金89万8,000円の説明になりますし、③番は、議案書でいいますとその下、県補助金返還金の73万8,000円の説明となりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、4目母子父子福祉費、補正額71万4,000円の追加をお願いするものです。右端説明欄ですが、ひとり親家庭等医療費助成事業です。こちら22節補助金返還金71万4,000円ということで、あちこち申し訳ありませんが、これも追加資

料のナンバー1の1ページ目の一番下になりますが、④番のところですが、ひとり親家庭等医療費助成事業ということで、返還額71万4,000円。それから、内容につきましてはこちらに記載のとおりとなっておりますので、よろしく願いいたします。

それから、次の12ページのほう移っていただきまして、5目老人福祉施設費です。補正額10万円の増額をお願いするものです。説明欄、心起園管理その他事業、10節修繕料として10万円の追加をお願いするものです。こちらにつきましては、心起園のほうの修繕料ということで、当初予算でいろんな修繕がありますので、30万円の窓口としていろんな修繕に充てる予算を計上させていただいておりましたが、今年度へ入りましてその30万円をもう使い切るところになりましたので、今後年度末までの執行を見込んで10万円の修繕料ということでお願いしたいものです。なお、これまでに非常口の鍵の修繕、それからシャワー水栓の取替え修繕、それから給湯管の漏水修繕などをさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

次です。3款2項に移りまして児童福祉費、3目児童手当費17万3,000円の増額をお願いするものです。説明欄ですが、児童手当事業として22節になります。こちら追加資料のナンバー1の2ページのほうを御覧いただきたいと思います。2ページ最初のところに⑤、児童手当事業国庫負担金返還金、それから⑥として児童手当事業県費負担金返還金ということで、それぞれ説明を載せさせていただいておりますので、それぞれ令和4年度事業の確定に伴いまして返還するものでございます。理由としては、当初見込みから実績として若干人数が下回って減ったということでそういう内容になっておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、4款のほうに移らせていただきます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額4万4,000円の増額をお願いするものです。こちら説明欄ですが、子育て世代包括支援センター事業ということで、1節報酬、それから8節旅費ということで、今産婦でちょっと気になる方、例えば保健師に相談をしたい方とか、あと育児をしていて疲れて子どもを見ていただくことになっているのですが、そういった事業をここで行っているのですけれども、その関係で利用は当初想定していたよりも若干増えているということで、臨時保育士の当初7時間を3日程度で見ていたのですが、それを2日程度増額をお願いしたいということで今回計上させていただくものです。なお、今定期的というか、利用がある方3名程度の方がこれ利用しておりますので、よろしく願いいたします。

それから、次のページ、13ページのほうお願いいたします。説明欄ですが、出産・子育て応援交付金事業8,000円の増額をお願いするものです。ここからしばらく

資料ナンバー1のほうからということで、令和4年度事業の確定のものがずっと続きますので、資料ナンバー1と照らし合わせながらご確認いただきたいと思いますが、この出産、子育ての部分につきましては、2ページ目のところですが、⑦番ということで8,000円の追加をお願いするものとなります。

それから、その下の事業で養育医療費助成事業2万円の追加をお願いするものですが、こちらが⑧番、⑨番ということでそれぞれ令和4年度の実績の確定に伴いまして、国庫負担金、それから県費負担金をそれぞれ1万3,000円、それから7,000円ということでお願いするものです。

次、2目予防費です。補正額46万8,000円ということで、説明欄ですが、予防接種事業38万1,000円。こちらが22節の返還金ということで、資料ナンバーで申し上げますと10番のほうになります。38万1,000円ということでお願いするものです。

それから次、健康増進事業8万7,000円、こちらにつきましても資料ナンバー1の⑩番、8万7,000円ということでそれぞれこういった内容が理由になりますが、お願いするものです。

続きまして、5目新型コロナウイルスワクチン接種対策費、補正額2,326万3,000円の増額をお願いするものです。説明欄になりますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業ということで、こちらが22節ということで、それぞれ資料ナンバー1の3ページの下の方になりますが、⑫番、それから⑬番になります。

まず、最初に⑫番のほう、補助金返還金2,247万6,000円につきましては、主な理由になりますが、補助金につきましては、令和4年4月から令和5年3月までの1年間分ということで、総接種者数が当初見込んでいたよりも減ということで1万8,377人分を見込んでいたのですが、実績として1万4,757人ということで減になりました。

それから、それに併せて集団接種日の減ということで、接種日も65日程度を見込んで、それに係る経費を計上していたのですが、接種者数の減に合わせて実績として57日ということで、これらのことから、補助金として2,247万6,000円の返還になりましたので、こちらで計上させていただくものです。

それから、その次⑬番になりますが、こちらは負担金になります。備考欄に書いてありますが、負担金は半年ごとにそれぞれ国のほうで切って精算ということになりますので、今回ここでは令和4年4月から9月分までの負担金についての精算を行った結果、78万6,676円の返還が出るということになります。こちらにつきましても、負担金計算上なのですけれども、半年分の接種者というの計算になりますの

で、当初1万3,425人で見込んでいたものが7,507人ということで、それに係る負担金ということで今回計上させていただくものとなります。

それでは、議案書のほう戻っていただきまして、13ページの一番下のところになりますが、6目新型コロナウイルス対策費、補正額235万8,000円の増額をお願いするものです。説明欄ですが、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業、14ページに移りまして22節償還金です。国償還金ということで10万円をお願いするものですが、3款の一番最初のところで説明させていただいた灯油購入費助成事業の返還、非課税世帯から課税世帯に所得更正がありまして、返還をお願いする方、同じ方の世帯が、これ国の事業になりますが、こちらにつきましても対象外となるということで10万円の返還をお願いし、これは町の付け足しありませんので、そのまま10万円を国のほうにお返しするということで10万円をお願いするものです。

それから次です。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業225万8,000円です。最初の11節役務費、通信運搬費につきましては、令和5年度事業でこの事業の郵便料が補助対象ということになりましたので、それぞれ歳入歳出にその郵便料5,000円を計上し、補助金の対象になりますので、こちらで計上させていただきます。

それから、一番最後、22節225万3,000円、国庫補助金返還金、こちらにつきましては、資料ナンバー1に戻っていただきまして、一番最後、4ページの⑭番、こちらになりますが、これは令和4年度事業で1人5万円を給付する事業なのですが、当初もともと国のほうから、田上町はこれぐらいの人数ということで割り当てするような形で数字が示されまして、それを一旦受け入れて、実績としてその残った部分、100人を見込んでいたものを、実績67人でしたので、その分の5万円掛けるその本体の経費、それからあと事務費の精算ということで、それぞれ225万3,000円を返還するものです。

4款までの説明は以上になるのですが、委員長、議会運営委員会のときに資料の提出を求められていた今日お配りした資料ナンバー2と資料ナンバー3の説明、今ここでさせていただいてもよろしいですか。

社会文教常任委員長（中野和美君） はい、お願いいたします。

保健福祉課長（棚橋康夫君） ありがとうございます。

それでは、資料ナンバー2ということで、1枚お手元にございますでしょうか。新型コロナウイルスワクチン接種回数別の内訳、国、県、町というものです。今現在のそれぞれ国、県、町の接種率がどのようになっているのかということで資料提

出のお話をいただきましたので、今回ここで出させていただきますものです。表の見方としましては、9月3日現在ですが、左のほうから、全国、それから真ん中が新潟県、一番右端の網かけ、1つ囲ってあるところが田上町の数字になります。

まず、1番目の合計ということで、1回目から今は一番多い方で6回目まで進んでいますので、6回目までの合計ということで、国が4億700万回、それから新潟県が800万回、田上町が4万924回ということで、その内訳をそれぞれうち1回目、うち2回目ということで、例えば1回目でいいますと、1回目の田上町のところを見ますと、接種回数でいうと9,448回で、人口に対する接種率でいいますと86.85%となっております。以下、それぞれ回数が進むごとに当然率は減っていきませんが、田上町の6回目でいいますと、接種者が2,744人、それから接種率が25.22%となっております。

参考として、それぞれの方が何回目まで接種できるところかというのを表にして書いてあるものです。一番上が6か月から4歳までの方は、今最高で3回目まで。それから、5歳以上64歳までで基礎疾患とかない方、医療従事者でない方は6回目まで。それから、一番多いところになりますが、65歳以上または64歳以下で基礎疾患のある方または医療従事者は最高で今6回まで進んでおりますので、一応そういったことになっておりますので、よろしく願いいたします。

なお、田上町の県内での接種率でいいますと、おおむね真ん中、ちょうど中間程度となっておりますので、よろしく願いいたします。

それからもう一枚、資料ナンバー3のほうをお願いいたします。こちらも議会運営協議会のときに資料提出ということでお話のあったものになりますが、今回国で9月20日以降、田上町10月5日から開始します令和5年の秋開始接種で使用するワクチンの種類ということで、これが実際接種券を送付する際に同封するものでありますが、右上のちょっと四角で囲んだところにありますが、ファイザー社製の1価ワクチンでXBB.1.5というワクチンを9月20日以降は全国でこのワクチンを使うということになっております。春接種は2価ワクチンということであったのですが、秋からはこのワクチンということで、国のほうでは一番今流行している型ですとか、そういったところから一番有効、効果があるだろうということでこのワクチンを使用して接種するということになっておりますので、ご提案になっていますが、参考に御覧いただければと思います。

では、説明終わります。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 改めましておはようございます。

それでは、議案書15ページお願いいたします。10款教育費になりますが、今回お願いする補正の内容の概要としましては、羽生田小学校の漏水に係る水道料、それから修繕費の増額、それと各小学校におきまして町体を閉鎖したことによって夜間の開放をしているわけですが、夜間団体から動いて小学校の体育館で活動していただいているわけですが、その中で半面ずつの予約を取った場合、お互いのボールが行き来して危険だという声がありましたもので、体育館の真ん中を仕切るネットの修繕費の予算の増額をお願いしてございます。

それでは、内容について説明させていただきます。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費240万1,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄のほうをお願いいたします。まず、田上小学校その他事業になりますが、こちら修繕料ということで50万円の増額をお願いするものでございます。今ほどお話ししましたように、体育館の真ん中を仕切る防球ネットの修繕料ということで、今後修繕のほうを予定しています。

それから、羽生田小学校管理費、需用費の光熱水費であります。68万6,000円の増額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、羽生田小学校の校舎、春過ぎからどうやら漏水をしております、その漏水の水が表面に出てこず、場所がなかなか分かりませんでした。このたび児童玄関裏のところで1つ漏水がやっと見つかりまして修繕を行いました。まだ水道メーターが若干動いております。それで、探しているところでは、保健室付近の配管から漏水しているのではなかろうかということで今後その修繕に行くわけですが、それに係る水道料が不足するというので今回増額をお願いするものでございます。

その下行きますが、今度は羽生田小学校の整備事業、体育館防球ネット設置工事65万円の増額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、田上小学校の体育館同様、体育館の中央、防球ネットを張る修繕のほうを行わせていただきたいと思っております。

17節備品購入費、施設備品ということで6万5,000円の増額をお願いするものでございますが、背負い式の草刈り機1台の購入をお願いするものでございます。通常手刈りの草刈り機ですと安いもので2万ちょっとぐらいなのですが、皆さんご存じかと思いますが、羽生田小学校の正面のほうがかなり傾斜地になっておりまして、アジサイが植わっております。傾斜地がかなりきついもので、背負い式の草刈り機でないと管理員の安全管理ができないということで、今回金額がかかりますが、こちらの草刈り機を購入させていただきたいということでございます。

それと、羽生田小学校その他事業、修繕料50万円の増額をお願いするものでございます。こちら先ほど概略でご説明させていただきましたが、保健室付近でなかろうかというところの漏水の修繕料ということで増額をお願いするものでございます。

ページ移りまして16ページのほうお願いいたします。3項中学校費、1目学校管理費35万円の増額をお願いするものでございます。説明欄のほうお願いいたします。修繕料同額35万円の増額となるものでございますが、こちらは田上中学校のプールの脇に浄化槽が設置されてございますが、その浄化槽の蓋が腐食しております。当初予算を作成する段階ではこの一冬もつのではないかという様子を見ておったのですが、点検業者のほうから腐食が進み、冬に積雪、それから浄化槽の周りにフェンスは張り巡らせて置いているのですが、この後もう少し腐食が進むと、万が一生徒が立ち入ったときに蓋の上に上がると落下の危険性も生じるおそれがあるということで、今回縞鋼板の蓋、6枚交換させていただきたいということで増額をお願いするものでございます。

説明は以上になります。

社会文教常任委員長（中野和美君） ありがとうございます。

説明資料細かく、分かりやすくまとめていただきまして、ありがとうございます。した。

それでは、ただいま説明がありました案件につきまして、質疑に入ります。ご質疑のある方、発言願います。

13番（池井 豊君） まず、町民課のほうから、この資料ありがとうございます。私もナンバープレートの件、いろいろ過去にも一般質問でアジサイナンバーをつけたらどうかという質問したことがあって、そのときは在庫数がいっぱいあるのと1枚当たりの型を起こすのがお金がかかるので、今は考えていないというような答弁があったの何年ぐらい前かな。10年ぐらい前かもしれません。今の説明で1枚当たり5,500円だったのが、今回もう一回見積り取ったら790円で作ることができたということで、20枚で決定したということなのですけれども。その5,500円が790円になったという要因、金型代なのか、を聞かせたいのと。もしほかのナンバープレートもデザインを変更して作り直すということであれば、そういうふうに1枚当たりを安く作ることができるような状況にあるのかというところを聞かせていただきたいと思います、まず。

町民課長（本間秀之君） 今回ナンバープレートの購入単価が下がったということに関

しまして、金型代はそんなに下がってはおりません。作成する市町村が増えて、小型ナンバープレートを導入する市町村が増えたことによりまして、1枚当たりの製作単価が下がってきたというような状況でございます。

13番（池井 豊君） では、ほかにも変わらないと。

町民課長（本間秀之君） そうですね。新しく金型を起こす、特に今池井委員がおっしゃられたようなご当地ナンバーといいますか、そういったものに関しましては、金型を起こすのは特に金額的にはそんなに変わっていないというふうに考えられます。

13番（池井 豊君） 分かりました。

あと、もう一つ確認したかったのが、右側のナンバー在庫数の種別というのがあるのだけれども、今回のキックボードのナンバーは種別で記載する場合はキックボードという名前なのかな、これから種別にする場合には。そこら辺を聞かせてもらいたいのと。ナンバープレート令和5年7月に50cc以下と小型の緑のナンバーと合流しているわけですけども、今後、私も今原付とかキックボードとかの適用をしていて、国が今、原付一種50ccを縮小に向けた動きをしています。というのは、環境問題で2サイクルエンジンをまず廃止したのと。それからどんな小型バイクにでも触媒をつけなさいよという指導が起きたことによって、50ccに触媒つけるとパワーダウンして、もう動かなくなるという傾向もあるそうです。50ccを縮小して原付二種125cc以下を推奨していこうというような国の動きがあるそうです。その中でもまたメーカーとのいろんなやり取りがあるそうなのでですけども、そういうところでも注視しながら、これからナンバープレート原付がどういうふうになっていくかを注視しながら、これからのナンバープレートの発注を決めていってほしいと思います。それが1点。

それから、このテーマと逸脱するのですが、ナンバープレートの件なのですが、今稲刈りの時期になって、ナンバーがついていないコンバインが公道をばんばんと走っている傾向があるのですが、これに対して公道を走る可能性のあるコンバインはナンバーをつけなさいよとかという指導はどこの課がやっていくのか。それに関しては、緑のナンバー地場要らないのですよね。地場は要らないのだ。農耕用は地場をつけなくていいのですけれども、ナンバーはつけなければならないという決まりがあるそうなのです。それどこが担当して推奨しているのか聞かせください。

町民課長（本間秀之君） まず最初に池井委員の質疑でキックボードのナンバーがこの

種別のどこに当たるのかということなのですけれども、ここには当てはまらないものになってくるといようなことになるかと思えます。

それから、2点目の原付の関係になりますけれども、私も何かちょこっとですけれども、そういったニュース見ました。ですので、今後そういった部分でなってくるかと、そういうのが増えてくるといのもあるかと思えますので、その辺に関しましては注視して在庫の管理等していきたいというふうに考えております。

それから、3点目になるのですけれども、ナンバープレートのついていない農耕作業車等に関しましては、町のほうではついていないものでそういったものがあるようであれば、そういったものをもし見かければ町のほうでも指導とかということにはなるのかもしれませんが、公道を走るとなると警察も絡んでくるのかもしれませんが。その辺は申し訳ないですけれども、私も勉強不足ではっきりとしたことまでは分かりませんが、よろしくお願ひします。

13番（池井 豊君） 了解しました。最後の農耕用作業車等のプレートなしの件なのですけれども、明らかな交通違反になるので、それを町として推奨していくと、勧奨していくと。公道を走るおそれのある農作業車等にはナンバープレートをつけましょうというように形で推奨としての活動はしっかりしていかないと、町としてそういう交通違反を認めてしまうといようなことになってしまいますので、よろしくお願ひします。それはそれでいいです。

では、最後にもう一つ、保健福祉課のほうなのですけれども、大分返還金がありますが、これは事務費とかで町として持ち出したいになっている部分ではなくて、そういう事務費を国に請求した後の余ったお金だけを返すというようにちゃんとになっているのか、そこら辺を確認させてください。

保健福祉課長（棚橋康夫君） 基本的にはそうです。ただ、それぞれの補助事業によって、例えば扶助費だけが対象とか、そういったものは扶助費の分だけの精算になりますけれども、補助事業によっては事務費分ということで補助金の対象になったりするものもありますので、当然その分は、使った分をそこに乗せて、その残った分を返還するというので、基本的にはもらえるものはもらった中での精算を行っております。

11番（今井幸代君） では、何点かお願ひしたいなと思うのですけれども。まず最初に予算書12ページ、子育て世代包括支援センター産後ケア事業のほうが想定よりも利用が多いということで、産後ケア事業非常にいい事業で、重要な事業だと思っております。こういった取り組みがしっかりと産婦たちに認知されて、必要な方にサービ

スが行き届くような、そういった妊娠期から出産してからの助産師訪問とか、保健師の方の様々な関わりを通じて早めにキャッチアップしていただいているのだというふうに理解しています。

利用なのですけれども、たしか産後ケア事業、通所型と訪問型とあると思うのですけれども、定期的に利用されておられる方が3名ということなのですけれども、主に利用されるケースで見れば、通所型になるのか、それとも訪問型になるのか、その辺り少し教えていただけるとありがたいです。

次に、いただいている資料での質疑になるのですけれども、ナンバー1の資料で、障害者自立支援給付費の返還金になってくるのですけれども、決算の審査がこれから始まるので、そのときでも構わないので、例えば移行支援のほうが実績が見込みよりも少なかった。でも、執行率85%なので、この程度なのだろうとは思っていますけれども、令和4年度の受けられていた方がどの程度いらっしゃるとか、就労の継続支援A型とB型ありますけれども、いずれも何人程度の方が利用されているとか、その辺りの数字を決算審査のときに少し説明をいただけるとありがたいなと思いますので、それは要請していただけるとありがたいなと思います。

次に、11ページが一番下のひとり親家庭等医療費助成の補助金、国保のほうが実績としては人数が大分少ないなというところなのですけれども、社保なんかはまあ見込みと実績とイコールと思うのですけれども、この辺り大幅な見込みと実績の違いがどのようにして出ておられたのかというところは、少しご説明いただきたいなと思います。

最後に、教育委員会なのですけれども、先ほど説明がありました体育館の防球ネットありがとうございます。特に参加団体の方たちは非常に心配をされてお話いただいていた部分もあるので、実際に取付けが終わるのがどの程度、これ補正予算を可決して発注をしていく形になると思うのですけれども、この設置が終わるといつ頃になるのか。また、設置に関して体育館が使用できなくなるとか、そういったことはないのかというあたり教えてください。

以上です。

保健福祉課長（棚橋康夫君） まず、最初の産後ケア事業については、基本的には通所が主で、訪問というのはあまりないのですが、その辺り詳しいことをこの後三本保健師長のほうから説明させます。

それから、障害者の部分、利用の関係は決算のところで説明させていただきたいなと思います。

それから、ひとり親の国保の見込みが少ないという部分につきましては、なかなか想定ということで難しい部分はあるのですが、確かにやや半分くらいになっているので、想定が多過ぎたのかなという部分はあるのですが、ただまた年によっても若干違ったりもしているもので、あくまでも想定の中で予算をつくらさせていただきますので、確かに差が大きかったので、その辺は来年度以降、これから注意して作成したいと思います。

では、保健師長のほうから。

保健師長（三本智子君） 保健福祉課の三本です。お願いします。

今ほどの産後ケアの利用の状況なのですが、先ほどの説明にありましたように、今年度3名の方が産後ケアのほう利用しております。うち、1名の方が訪問と通所のほうを、訪問も1回の利用なのですが、お一人の方が訪問のほうも利用されています。あと2名の方は、通所のみ利用という状況です。

以上です。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 防球ネットのご質問でありますけれども、まず設置期間になりますが、この補正をお認めいただいた後に発注し、部材の関係等々やるわけですが、一部足場の設置が必要になってきます。ですので、工期としては60から90日ぐらいないといけないかなと思っておりますので、部材がすぐ届けば早めの設置は可能だと思いますが、材料の関係も動きを見てからになるかと思いますが、11月ぐらいまでにはつけたいなと思っております。

それと、設置の工事期間中ではありますが、一応使用には支障がないようなことで、進められるということで聞いております。

11番（今井幸代君） ありがとうございます。

では、まず防球ネットに関しては、工期2か月から3か月、11月頃までには設置ということで承知をいたしました。では、体育館の使用とか、あとは学校行事、その他の活動に特段今回の設置に関しての影響はないというふうに理解をして大丈夫なのだろうというふうに思います。ありがとうございます。よかったです。

保健福祉課なのですが、ひとり親家庭等医療費助成の補助金、国保は確かに数字が違い過ぎたなんていう話が課長からもあったのですが、これだと見込みの数字がなかなか出しにくい背景がどういうところにあるのかというところももし説明できるのなら説明いただきたいなと思っておりますし、数字が約倍違うわけなので、その辺りの数字を、その辺りの背景を聞かせてもらえないと何とも、ではそれはなかなかこういうふうな数字のかけ離れが出ても致し方ないねというふうに理解

すべきものなのか、いやいや、それは過大な査定だったのではないかなというふうに判断すべきなのか、今の課長の話、答弁だけだとなかなか判断しにくいなど。単純に数字だけ見ると、半分、倍違うって数字の立ち方としてなんていうふうに思ってしまうがあるので、数字が出しにくい背景的なものをもう少し説明いただきたいなというふうに思います。

あと、産後ケア事業ありがとうございました。ぜひ気になる妊婦、産婦、そして出産をされたお母さん方たちのケアを保健福祉課、教育委員会で包括支援という形のいい枠組みがしっかり機能してきた証拠なのだろうなというふうに受け止めておりますので、ぜひ引き続き町のお母さんたちに寄り添ってサポートしていただきたいと思いますというふうに思います。実際に1割弱ぐらいになるのでしょうか。7%ぐらいとかになるのかな、計算していないですけれども、全体数でいえば1年で生まれる出生数が35名とか40名弱で考えると3人の方。そうすると、率でいえば一定程度発生してくるのだなというふうにも思うので、3人だから少ないということではないのだというふうに思いますので、ぜひ引き続き継続した事業を頑張ってくださいと思います。

以上です。

保健福祉課長（棚橋康夫君） ひとり親医療費の関係ですが、まず大前提としてやはり医療費に係る部分ですので、ただ定期的なずっとお医者さんかかっているとか、そういったのであればある程度毎年どれぐらいというのは見込める部分もあるのですが、突発的ということもあるのですけれども、例えば風邪がはやる年というか、そういったものもある程度前提にある中で、予算の立て方としてはやはり前年度の実績と、その前の年でどういう推移の中からくらいしか推計できない部分もありますので、そういった意味でおととしより去年が多いとその傾向で増えていくのかなという部分で、多少余裕を持った中でやはり予算つくってしまうという部分があるので、そういったところから、おっしゃることは確かそのとおりなのですけれども、なかなか難しい面もありますので、ご理解いただければと思います。

11番（今井幸代君） ありがとうございました。助成対象者人数ではなくて、助成延べ人数というところも大きいのだなというふうに今説明を聞いて気づきをいただいたなというふうに思います。確かに通院が数回というか、もう回数を重ねなければならぬケースが途中発生するケースもありますし、ないケースもあるしというところで、そういった部分での算定のしにくさということなのだろうというふうに理解しました。ありがとうございました。

1 番（吉原亜紀子君） すみません、不勉強な部分もあると思うので、教えていただきたいのですが、キックボードなのですけれども、これ買ったなら購入店で必ずナンバープレートをつけてくださいと言われるのか、それとも自分でナンバープレートをつけなければいけないというふうに思わなければいけないとするのであれば、何かしら周知が必要ではないかなと思っておりまして、ではもしつけないことで何か警察に捕まって罰則があるとかということであれば、やはり町としてもう既に購入されていて、まさかもう既に購入したキックボードにナンバープレートが必要だなんて思う人あまりいないと思うので、その辺りの周知というのはどうお考えなのかなというのが1点と。子育て世代の包括支援なのですけれども、どれくらいの方数が該当して、そのうちの3名程度のご利用なのかなというのを教えていただきたい。もし利用人数、該当する人数が多くて3名程度ならもうちょっと気軽に利用できるものが、体制が必要なのかということも考えなくてはいけないのかと思ったので、その辺り教えていただきたいと思います。

町民課長（本間秀之君） 最近この法が適用される前後に購入された方については、購入店等でそういった指導がされているかというふうに考えておりますけれども、それよりもずっと前にあったキックボード等に関しましては、現状特に把握もしておりませんし、今のところ周知もしていないような状況ではございます。では、またそれが、ナンバープレートが必要なものと必要でないものもあるかと思っておりますので、そういった部分もあって、私どものほうも全て把握しているというわけではないので、すみません、ご承知おきください。

以上です。

保健福祉課長（棚橋康夫君） この子育ての関係の対象者ですが、おおむね1歳になるまでということなので、40名前後ぐらいの方が対象のうち、今は3名の方が利用しているということです。

それから、気楽に使う部分については、ここでうちのほうの保健師も妊婦、産婦と連絡を密に取っていますので、心配だとか不安だとかいう方には声をかけて、こういうのがありますけれども、どうですかということで声がけしながらご利用いただいていますので、そういった意味では、気軽に使えるのかなというふうに思っております。

以上です。

1 番（吉原亜紀子君） ありがとうございます。

キックボードの件に関しては、そうしましたらある程度のガイドラインがしっか

りした段階で町等で何かしらアナウンスしていただけると。既に購入した人、これから購入を考えている人にとっては間違いがないのかなと思いますので、その辺りお願いいたします。

あと、40名程度利用されていて、対面ではなくても電話なりでサポートしているというのを伺いして安心しました。ありがとうございました。

以上です。

保健福祉課長（棚橋康夫君） 説明がすみません、あれでしたけれども、1歳になるまでのお子さんを持っている方が対象になりますので、年間子どもが生まれるのが40名前後なので、一応その方たち、皆さんが必要があれば使えるということで、対象者は40名いらっしゃるのですが、実際に今利用しているのは3名ということで、ただ何かあれば使う可能性があるといえますか、そういった意味ですので、よろしくお願いいたします。

2番（轡田 禎君） 私のほうで不勉強な点が多々ありますので、教えていただきたいのですが、まずキックボードなのですが、これは田上町のどの道でも走れるというふうに認識してよろしいのでしょうか、これが1点目です。

2点目ですが、こちらの保健福祉課の資料ナンバーワンの3ページの⑩のワクチン接種緊急促進事業補助金返還金ということで、緊急風疹抗体というのがあります。見込み100人に対して実績8人というのが大分かけ離れているので、なぜこうなっているのかなというところを教えてください。

そして、同じ保健福祉課のナンバーツーの資料、ワクチン接種率なのですが、これも私が不勉強で分からないのですが、右端の田上町の接種率ありますけれども、その時々全人口で多分割り返しているのではないかと思います。そうすると、そのとき接種対象ではなかったいろんな年代が全部になるので、正確な部分は分かりづらいので、以前年代別に出してもらったときがあると思うのですが、あのような形で6回目の資料をいただくと助かります。

そして、最後ですが、これも保健福祉課のナンバー3の資料です。新型コロナワクチン予防接種についての説明書なのですが、これが秋の接種で配られるということですが、この上から2つのワクチンの効果と投与方法というところで、見たところ今回のワクチンは人への臨床試験はしていないというふうに読み取れるのですが、人での臨床試験はしていないということで認識してよろしいでしょうか。

以上、お願いします。

町民課長（本間秀之君） まず、キックボードの走行可能な道路ということになりますけれども、基本的には町内の全ての道路は大丈夫ということになりますし。たしか歩道であっても時速6キロメートル以下であれば走ってもいいかなというふうに。

（何事か声あり）

町民課長（本間秀之君） 通常の道路であれば20キロは可能です。歩道を走る場合は6キロ以下のモードに設定していないと駄目だというのが、ちょうど今朝ネットニュースではひき逃げの話がありましたけれども、そこでもうちょっとそういったことで最高時速違反というようなことで出ておりましたので、そういうふうな設定がされているというふうに、歩行者がいるところを走行する場合はということになるかと思うのです。

保健福祉課長（棚橋康夫君） まず、最初のワクチン接種緊急促進事業の関係ですけれども、緊急風疹抗体検査事業というのが令和4年度がちょうど4年目の事業でした。なかなか対象者の方にご案内しても、今までもあまり接種が進んでいなかったというところがあります。

そんな中で、令和4年度につきましてもご案内した中で、確かに上げた人数からは大分少ないのですが、ただいつ、どのタイミングで接種するか分からないので、最後そういったこともあり、それで補助金というのが基本的には物にもよるのですが、当初予算を申請して、あとはもう翌年度の精算で終わりというものが多くて、中には途中で変更申請ということで現況見た中で数字を落としたりできるという補助金もあるのですけれども、そういった補助金の性質上、当初上げたものを翌年度にて精算というようなものが、今どっちかということと事務の効率化ということそういった形で、途中の変更申請の手間をなくしてということもありますので、そういったことから数値的には離れていますが、そういったことになっております。

それから、6回目の接種の通知ということで、以前お配りしている横のA4表のことかと思しますので、それまた後ほど提出させていただきたいと思っております。

それから、資料ナンバー3の説明書につきましては、基本的には町は国が進めているワクチン接種の方針に基づいて行っております。それで、ここに書いてある資料以上に町が直接、臨床認証とかそういったことをしているわけではないので、ここにそういうふうに書かれておりますので、そのとおりではあると思っております。

以上です。

2番（轡田 禎君） ありがとうございます。

キックボードなのですが、やはり新しいということもありますし、大変見方によ

っては危険なところもありますので、私は最近の体験からしても重々安全値というか、何かしら制度が変わって、これでもうどうでもいいですよ、オーケーですよというのではなくて、これからこういう社会になりますので、お互い気をつける必要があるみたいなことは町としてやっていただきたいなと思います。

以上です。ありがとうございました。

社会文教常任副委員長（渡邊菜穂美君） すみません、ここのお話とそれてしまうかもしれないのですが、心起園についてなのですが、訪問させていただいて、あちらの施設に行ったときに。

社会文教常任委員長（中野和美君） 内容としては決算。今回の付託案件に関する質疑となりますので、その内容といたしましては決算のときに質問していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、私のほうから質問よろしいでしょうか。保健福祉課の資料1の子育て支援のところなのですが、1日7時間3日を1日7時間5日に拡大したということなのですが、そうしますとどのように職員のほうを増員するということなのでしょうか。任用職員を補填するのか、それとも職員のほうでやり取り、正職のほうでやり取りするのか、その辺をひとつお聞かせいただきたいのと。

中学校のプール、16ページです。中学校のプール脇の浄化槽の蓋の腐食が進んだということなのですが、その辺のどのような腐食したのかというのを、写真で分かるものなのか、それとも、もう少し詳しく説明していただきたいなというふうに、そんな危険なぐらい腐食したのであればそういうところもお聞かせいただきたいと思います。

あと、今回漏水がありまして、羽生田小学校の児童玄関脇の漏水が分かったと。あと、羽生田小学校の保健室のところで漏水がしているのではないかとということなのですが、これ何か漏水を検査する機械は特になかったでしょうか。このまま分からないでいるとどんどん水道が漏れてしまう形になると思うのですが、教えてください。

保健福祉課長（棚橋康夫君） 産後ケア事業についてですが、これは臨時の保育士をお願いするものになっております。それで、具体的な内容というのが、交流会館の3階の和室、畳の部屋がありますけれども、そちらのほうにお母さんとお子さん連れてきていただいて、町の保健師と、あと臨時の保育士をお願いして、例えば保育士がお母さんと面談して悩み事を聞いたりとか、場合によっては育児で疲れているということで、仮眠を取ったりしますので、その間に保育士がお子さんの面倒を見る

ということで、臨時の保育士をお願いする分です。

それで、積算根拠としては、7時間掛ける7日というふうになってはいますが、実際1日長く利用する方というのはそんなになくて、2時間、3時間、半日程度を利用する方なのですけれども、ただ積算の中では1日利用する方もいらっしゃるかもしれないので、そういった形で計上させていただきました。

教育委員会事務局長（時田雅之君） 中学校の浄化槽でございますが、写真をお配りしてもいいのですけれども、蓋の部分、受け枠のところにかかる部分の肉厚が薄くなってきたということです、さびの関係で。それで、その上に人間等が乗ってしまうと、枠の耳の部分そのまま崩落してしまうおそれがあるということでございます。

あと羽生田小学校の保健室の漏水の関係の検査でございますが、漏水探知機というものがありますが、恐らく今の羽生田小学校の漏水量では検査をしても発見することができないと思います。先ほども補正の説明の中でご説明させていただきましたが、地上に水道水が出てくれば割とピンポイントで修繕箇所が分かるのですけれども、今回土中に水が流れておりまして、地上に出てきませんでした。それで、今業者のほうからあちこち探りながら配管図を見て漏水箇所のところを探しているような状態です。

社会文教常任委員長（中野和美君） ありがとうございます。検査機があったと思っていたので、確認をさせていただきました。ありがとうございます。以上です。

ないようですので、議案第34号に対する質疑は終了いたします。

続きまして、議案第35号の説明をお願いいたします。

町民課長（本間秀之君） それでは、議案第35号になります。議案書のほう、17ページからお願いいたします。議案書17ページ、令和5年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）になります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,838万7,000円といたすものでございます。

進んでいただきまして、議案書22ページお願いいたします。まず歳入になります。歳入に関しまして、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金ということで38万7,000円の増額をお願いするものでございます。こちらに関しましては、今回歳出のほうで増額をお願いしております納付金の関係の財源といたしまして、令和4年度からの繰越金に38万7,000円の増額をお願いするものでございます。

それから、23ページお願いいたします。歳出になります。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金ということでございまして、

補正額38万7,000円の増額をお願いするものであります。

説明欄のほうをお願いします。負担金補助及び交付金ということで後期高齢者医療広域連合納付金38万7,000円の増となりますけれども、こちらに関しましては令和4年度の納付金の精算に伴いまして今般増額が必要になるということでございますので、令和5年度の今回の補正におきまして増額をいたしまして精算するというものでございますので、よろしくをお願いします。

説明は以上です。

社会文教常任委員長（中野和美君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について、質疑に入ります。

ご質疑のある方、ご発言願います。

質疑ないようですので、議案第35号に対する質疑は終了します。

次に、議案第36号の説明を求めます。

保健福祉課長（棚橋康夫君） それでは、議案第36号のご説明を申し上げます。

24ページのほうをお願いいたします。令和5年度田上町介護保険特別会計補正予算（第1号）です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,042万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,042万7,000円とするものでございます。

それでは、29ページのほうをお願いいたします。今回介護保険の補正の主な内容としましては、令和4年度事業の確定に伴う返還等になります。それで、返還おおむね約5,000万円の返還となるのですが、その歳入財源としては基金繰入金。基金のほうから約2,400万円を繰り入れて、令和4年度からの繰越金を2,500万円。それでおおむね5,000万円の財源となりまして、歳出のほうとしましては国償還金が約2,300万円、それから県へ1,800万円、それから町へ800万円ということでそれぞれ令和4年度の確定に伴う返還を行うものとなっております。

それでは、29ページの歳入になりますが、7款1項4目低所得者保険料軽減繰入金40万6,000円の増額をお願いするものです。こちらにつきまして、令和4年度事業の確定に伴いまして、それぞれ第1段階から第3段階の所得の方が人数が多くなりましたので、負担割合分の繰入れを増額ということで一般会計のほうから繰り入れていただくものとなります。

それから次、5目その他一般会計繰入金15万9,000円の増額をお願いするものです。こちら説明欄ですが、事務費繰入金ということで、先ほど一般会計のところ介護保険のほうへの支出ということで説明いたしました中のパソコンの購入に係る事務

費分ということで、一般会計のほうから繰り出しをいただくものとなります。パソコンの入替えについては、令和6年4月に予定されております報酬改定に向けまして、そのセキュリティ対策や機能拡張に伴いまして無償アップデートが行われるのですが、機能を備えた今のパソコンでは対応できないということで、新たにパソコン、それから液晶ディスプレイを整備いたしますが、その分の一般会計からの繰入金ということでお願いするものです。

続きまして、7款2項1目介護給付費準備基金繰入金2,431万1,000円の増額をお願いするものです。こちらにつきましては、今ほど申し上げました今回の返還金に係る補正財源ということで繰入金から繰り入れるものです。なお、今回繰り入れたことに伴いまして、基金残高といたしましては約2億3,200万円の基金残高となります。

続きまして、8款1項1目繰越金2,555万1,000円の増額をお願いするものです。こちらにつきましても、今回の補正財源といたしまして令和4年度からの繰越金2,555万1,000円を計上することによりまして、全額を計上することとなります。

続きまして、30ページ、今度歳出になります。1款1項1目一般管理費15万9,000円の増額をお願いするものです。説明欄になりますが、一般管理費ということで、17節パソコンの購入費15万9,000円ということで、今ほど歳入のところで申し上げましたパソコンの購入費ということで計上させていただくものです。

続きまして、6款1項2目償還金4,227万3,000円の増額をお願いするものです。説明欄になりますが、償還金ということで22節で国償還金2,377万8,000円、それから県償還金1,849万5,000円ということで、それぞれ令和4年度の介護保険特別会計の確定に伴いまして、国、それから県のほうへの返還ということで今回計上させていただくものです。

それから、最後になりますが、6款2項1目一般会計繰出金799万5,000円の追加をお願いするものです。説明欄になりますが、27節繰出金になりますが、一般会計繰出金ということで、こちらにつきましても令和4年度の介護保険事業の確定に伴いまして、一般会計のほうから繰り出していただいたものを精算して799万5,000円を返還するものとなります。

以上です。

社会文教常任委員長（中野和美君） 説明が終わりました。

ただいまの説明のありました案件について、質疑に入ります。

ご質疑のある方、ご発言願います。

ないようですので、議案第34号に対する質疑は終了いたします。

最初に、議案第34号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第34号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長（中野和美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり決定しました。

次に、議案第35号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第35号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長（中野和美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり決定しました。

最後に、議案第36号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第36号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長（中野和美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり決定しました。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

以上で閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午前10時24分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和5年9月13日

社会文教常任委員長 中 野 和 美